様式第2号（2024.4）

**共 同 研 究 契 約 書（案）**

学校法人同志社　同志社女子大学学術情報部（以下「甲」という。）と、

●●●●（以下「乙」という。）は、

機関としてのそれぞれの異なる目的をお互いに尊重し、次の条項により共同研究契約（以下「本契約」という。）を結ぶものとする。

（研究内容等）

第１条　本契約において共同研究（以下「本共同研究」という。）とは、次の各号に定めるものをいう。

　（１）研究題目

　（２）研究目的

　（３）研究内容及び分担

　　（甲）

　　（乙）

　（４）研究代表者及び研究担当者（以下、総称して「研究者等」という。）

　　（甲）研究代表者：

研究担当者：

　　（乙）研究代表者：

研究担当者：

　（５）研究の実施場所

　　（甲）

　　（乙）

　（６）研究経費

研究経費は　　　　　　　　　円（消費税込み）とし、その内訳は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 直接経費（③-②） | 円 |
| 1. 間接経費（③×10％） | 円 |
| 1. 研究経費 | 円 |

　（７）研究期間

本共同研究の期間は、　　　　 年　月　日から　　　　年　月　日までとする。

　（８）乙から甲への研究用物品の提供

（共同研究の実施）

第２条　甲及び乙は、本共同研究を前条各号に定める事項に従い実施する。

２　甲及び乙は、事前に相手方から書面による同意を得ることなく、第三者に対し本共同研究を委託してはならない。

（研究経費の納付）

第３条　乙は、第１条第６号に定める研究経費を負担するものとする。

２　乙は、甲から研究経費に係る請求書を受領したときは、請求書受領日から起算して６０日以内に甲に支払うものとする。ただし、甲乙にて支払い期日を別途定める場合は、甲はその期日を記載した請求書を乙に対して発行するものとし、乙はその期日までに支払うものとする。

（研究経費の返還）

第４条　甲は、乙が納付した研究経費を原則として返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由によって本共同研究が実施できない場合、甲は、未使用の研究経費について、乙からの返還請求の申し出があり、甲がこれに同意した場合は、乙に返還するものとする。

（研究経費が不足した場合の処置）

第５条　甲は、納付された研究経費に不足が生じた場合、乙と協議し、合意の上、その不足額を乙に負担させることができる。

（共同研究の中止、延長）

第６条　甲及び乙は、本共同研究を中止するとき、又は延長するときは、協議の上決定するものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

２　天災その他やむを得ない事由によって本共同研究を中止又は延長した場合、甲及び乙はその責を負わないものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第７条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品について）

第８条　第１条第８号に定める物品（以下、本条において「提供物品」という。）の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は、甲の損害を賠償するものとする。

３　甲は、本共同研究が終了したときは、提供物品を本共同研究終了時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究者等）

第９条　甲及び乙は、第１条第４号に定める研究者等を本共同研究に参加させる。

２　甲及び乙は、相手方の書面による同意を得た上で、自己に属する者を研究担当者として新たに本共同研究に参加させることができる。

３　甲及び乙は、相手方の書面による同意を得た上で、自己の研究者等を相手方の施設に派遣し、相手方の設備等を使用し本共同研究を行うことができる。

４　甲及び乙は、自己の研究者等が相手方の設備等を使用するとき、相手方の指示及び規程・規則に従うために必要な措置をとるものとし、かつ、自己の研究者等が派遣先の相手方の施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応及び調査について、相手方に協力しなければならない。

（研究成果）

第１０条　本契約における研究成果（以下「本研究成果」という。）とは、本共同研究において得られた以下の各号のものをいう。

　（１）発明、考案、意匠、回路配置、植物新品種

　（２）プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム著作物等」という。）

　（３）秘密に扱われるべき財産的価値のある技術情報（以下「ノウハウ」という。）

　（４）前各号に掲げるものの他、コンテンツ及びデータを含む一切の学術的又は財産的価値のある情報等（以下「有用情報」という。）

　（５）本共同研究の過程又は結果として創作、抽出若しくは取得された学術的又は財産的価値のある以下のもの（以下「研究成果有体物」という。）

　　　（ア）試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物

　　　（イ）試薬、材料、試作品、モデル品、実験装置

２　甲及び乙は、必要に応じて、本共同研究の進捗報告を行うものとする。

３　甲及び乙は、本共同研究が終了し相手方が希望したときは、本研究成果を確認する報告書を甲乙協力して作成するものとする。

（本研究成果の公表）

第１１条　甲又は乙は、甲の大学としての社会的使命を踏まえ、本条の定めに従って、本研究成果を開示し、発表し、又は公開すること（以下、本条において「研究成果の公表」という。）ができる。

２　甲及び乙は、研究成果の公表について、その内容、時期、方法等を事前に協議の上決定するものとする。

（情報の開示）

第１２条　甲及び乙は、本共同研究に関して自己の有する情報・知識等を本共同研究の遂行に必要な範囲において自己の裁量で相手方に開示するものとする。

（秘密情報の定義）

第１３条　本契約において「秘密情報」とは、次の各号に定めるものをいう。

　（１）甲及び乙が、本共同研究の実施にあたり、書面、図面、写真、サンプル、電子媒体等の媒体で相手方に開示又は提供する情報のうち、当該媒体に秘密である旨を明示したもの

　（２）甲及び乙が相手方に口頭開示する際に秘密情報であることを通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から３０日以内に秘密とすべき口頭開示情報を文書にて特定した上、秘密である旨明示して相手方に書面で送付したもの

　（３）本契約の内容、その締結の事実及び本共同研究の内容

２　前項の定めは、次の各号に定めるいずれかに該当する情報には適用しないものとする。

　（１）開示・提供を受けた時点で公知であった情報

　（２）開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

　（３）開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得る情報

　（４）開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得る情報

　（５）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手した情報

（秘密情報の取扱い）

第１４条　甲及び乙は相手方の秘密情報について、善良な管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、本共同研究の実施のために必要とされる甲乙に属する最小限の者及び法律上守秘義務を負う者（弁護士、弁理士、公認会計士、税理士等）以外に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から書面による同意を得た場合はこの限りではない。

２　甲及び乙は相手方より開示を受けた秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方から書面による同意を得た場合はこの限りではない。

３　本条第１項の定めにかかわらず、甲及び乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき相手方の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、その場合、当該当事者は、相手方に事前に（緊急やむを得ない場合は事後に）その旨通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく相手方に協力し必要な措置を講じるものとする。

４　甲及び乙は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の秘密情報を含む有体物等を相手方に直ちに返還し、それらの複製物及び要約物の一切を相手方の指示に従い、責任を持って直ちに廃棄するものとする。ただし、甲及び乙は、本契約で負う秘密保持義務の内容を確定する目的で、相手方から受領した秘密情報の写しを１部保有することができる。

（知的財産権の取扱い）

第１５条　本契約において知的財産権とは、次の各号に定めるものをいい、以下「本知的財産権」という。

　（１）特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法第１９条に規定する育成者権及びこれらの権利の登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

　（２）プログラム著作物等に係る著作権法第２１条から第２８条までに規定する著作権、並びに外国におけるプログラム著作物等の権利に相当する権利

　（３）ノウハウを利用する権利

２　甲及び乙は、本共同研究の過程において、発明、考案、意匠、回路配置、植物新品種、プログラム著作物等、ノウハウの創作（以下、総称して「発明等」という。）を成したときは、速やかに相手方に連絡するものとし、次の各号の定めに従って取り扱うものとする。

　（１）甲又は乙が単独で成し、かつ、単独で成したことについて相手方の同意を得た発明等に係る本知的財産権は、当該発明等を成した当事者の単独所有とする。なお、当該本知的財産権に係る出願（外国における出願を含む。以下同じ。）・登録・保全手続は、当該本知的財産権を所有する当事者の費用負担及び責任において行うものとする。

　（２）甲及び乙が共同で成した発明等に係る本知的財産権は、甲乙の共有とし、その持分は甲乙協議の上定めるものとする。なお、当該本知的財産権に係る出願・登録・保全手続に要する費用は、乙が全額を負担するものとする。当該手続に関するその他の詳細については、その都度、甲乙間で協議の上決定し、共同出願契約等にて定めるものとする。

　（３）ノウハウについては、前二号に加えて、甲乙協議の上、その内容を文書で特定し、秘匿すべき期間を定めるものとする。

３　甲及び乙は、自己の責任及び費用負担において、それぞれの規則等に従い、発明等を成した研究者等から当該発明等に係る本知的財産権の承継を受けるものとする。

４　甲及び乙は、第２項第２号に基づき共有となった本知的財産権（以下「本共有知的財産権」という。）の持分を、相手方の書面による合意の上、相手方へ譲渡することができる。

５　甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして本共有知的財産権の持分を第三者に譲渡してはならないものとする。

（その他の本研究成果の取扱い）

第１６条　本共同研究で得られた研究成果有体物及び有用情報については、その帰属及び取扱いを、甲乙協議の上、定めるものとする。

（本共有知的財産権についての乙による実施）

第１７条　乙又は乙の指定する者（乙の会社法（平成１７年法律第８６号）上の親会社若しくは子会社、又は乙から甲に書面により通知され、甲が同意した者をいう。）は、甲が本共有知的財産権を第三者に対し実施許諾せず、乙又は乙の指定する者のみが実施（以下「独占的実施」という。）することを希望する場合には、事前に甲に対し書面により通知するものとする。甲及び乙は、甲が当該通知を受領した場合、別途協議の上、独占的実施契約を締結するものとする。

２　乙又は乙の指定する者は、本共有知的財産権を前項以外の実施の形態で実施（以下「非独占的実施」という。）することを希望する場合には、事前に甲に書面により通知するものとする。甲及び乙は、甲が当該通知を受領した場合、別途協議の上、非独占的実施契約を締結するものとする。

３　本条第１項及び第２項における、乙の指定する者による実施は、乙による実施とみなされるものとし、乙は乙の指定する者の行為に対して一切の責任を負うものとする。

４　乙は、甲乙間で別途合意した期間（以下「優先交渉期間」という。）中、本条第１項及び第２項に定める実施の形態を検討することができる。優先交渉期間中、乙は自ら本共有知的財産権を実施せず（本共有知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価を目的とする実施を除く。）、かつ第三者に対しこれを実施許諾しないものとし、また、甲は、本共有知的財産権を第三者に対し実施許諾しないものとする。甲及び乙は、本共有知的財産権の出願時に優先交渉期間の設定の有無、期間、対価等の条件を別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（本共有知的財産権についての甲による実施）

第１８条　甲は、本共有知的財産権を自ら実施しないものとする。

２　前項にかかわらず、甲及び甲に属する研究者等は、教育又は研究を主たる目的とする場合には、本共有知的財産権を無償で実施することができるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第１９条　甲及び乙は、第三者に対して、本共有知的財産権を実施許諾するときは、事前に相手方より書面による同意を得なければならない。ただし、当該同意を求められた甲又は乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

２　前項にかかわらず、甲は、第１７条第１項に定める独占的実施契約において合意された期間中及び同第４項で定める優先交渉期間中は、乙及び乙の指定する者以外の第三者に対して本共有知的財産権を実施許諾することができないものとする。

３　本共有知的財産権を第三者に実施許諾する場合の実施料率等の条件については、甲及び乙で別途協議の上、これを定めるものとする。

（実施料）

第２０条　乙が、第１７条第１項に基づき本共有知的財産権の独占的実施を行うときは、甲が第１８条第２項に定める場合を除き自ら実施をせず、かつ第三者に実施許諾しないことから、乙は、別途独占的実施契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

２　乙が、第１７条第２項に基づき本共有知的財産権の非独占的実施を行うときは、乙は、甲が第三者に対して非独占的に実施許諾できること及び乙が第１５条第２項第２号なお書きに基づく費用負担を行うことを考慮の上、別途非独占的実施契約において合意された合理的な実施料を甲に対して支払うものとする。

３　甲又は乙が本共有知的財産権を第三者に実施許諾した場合に当該第三者から受領する実施料は、当該本共有知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（輸出管理等に係る法令遵守）

第２１条　甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及び本研究成果に関して適用されるすべての関連法令を遵守する。

２　甲及び乙は、本契約にしたがって相手方から提供・支給・貸与されるいかなる機器・試料等又は資料・情報・技術も輸出又は提供する場合、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する法令並びに米国輸出管理規則を遵守しなければならない。

３　甲及び乙は、本契約にしたがって相手方から提供・支給・貸与されるいかなる機器・試料等又は資料・情報・技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用する意思が明らかである第三者に対して直接・間接を問わず輸出又は提供しない。

（契約の解約）

第２２条　甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し又は違反するおそれがあると合理的に判断できる相当の事由がある場合、その是正を催告したにもかかわらず、催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

２　甲は、乙が次の各号に定める事由のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解約することができる。

　（１）手形、小切手の不渡り又は支払停止等の状態に陥ったとき

　（２）第三者により、仮差押、仮処分又は強制執行等を受けたとき

　（３）破産、特別清算手続、民事再生手続若しくは会社更生手続開始等の申し立てがあったとき又はその原因となる事由が生じたとき

　（４）解散、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、合併又は会社分割を決議したとき

　（５）支配関係に影響を及ぼすと合理的に判断される株式又は資産の譲渡等があったとき

　（６）財務状況が著しく悪化し債務超過に陥るおそれがあると合理的に判断できる相当の事由があるとき

３　乙は、各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲に対して、その旨を速やかに通知するものとする。

（権利義務の譲渡）

第２３条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位及び本契約により生じる権利義務の全部又は一部を第三者に対し、譲渡、貸与又は担保に供することはできないものとする。

（損害賠償）

第２４条　甲又は乙は、第２２条第１項若しくは同第２項に定める事由によって、又は相手方の故意若しくは過失によって、損害等を被ったときは、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

（大学名称等の使用）

第２５条　乙は、甲の大学名称（甲の関連機関、教職員、学生等に関するものを含むが、これらに限られない。）及び甲を明示的又は暗示的に示すロゴ、マーク、標章等（以下、総称して「名称等」という。）を、その使用目的（本研究成果を利用又は使用した商品（以下「本商品」という。）の販売、本商品の宣伝、その他本商品の販売促進資料等に使用する目的を含むが、これらに限られない。）に関わらず、使用又は利用してはならないものとする。ただし、甲の名称等の使用・利用の態様、使用・利用方法、使用・利用範囲、及び使用・利用期間等について甲の事前の文書による承諾を得た場合に限り、かつ、その承諾範囲内に限り、名称等を使用又は利用することができる。

（免責）

第２６条　乙による本商品の販売、役務の提供又はその他本研究成果を利用又は使用する一切の行為によって乙又は第三者に損害が発生した場合でも、甲は乙又は第三者に対して一切の責任を負わないものとし、かつ、これらの行為について一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（有効期間）

第２７条　本契約の有効期間は、第１条第７号に定める研究期間と同一とする。ただし、第６条第１項の定めに則り本契約が中止・延長された場合及び第２２条の定めに則り本契約が解約された場合はこの限りでない。

２　前項の定めにかかわらず、本契約終了後も、第４条、第８条第２項、同第３項、第１０条第３項、第１１条第１項、第１５条から第２１条まで、第２３条から第２６条まで、本項及び第２９条から第３１条までの定めは対象事項がすべて消滅するまで、第１１条第２項、第１３条及び第１４条の定めは、本契約終了から３年間、それぞれ有効に存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第２８条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力又は詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明・保証する。

２　甲又は乙が前項の定めに違反した場合（以下、違反した当事者を「違反当事者」という。）、相手方は無催告で本契約を解約できるものとし、その場合、違反当事者は、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。なお、当該解約に伴い違反当事者が被る損害については、相手方は一切の賠償責任を負わないものとし、かかる解約により当該相手方に損害が生じた場合は、違反当事者はその損害を賠償しなければならない。

（協議）

第２９条　本契約に定めない事項について、それを定める必要があるときは、甲乙間で協議して定めるものとする。

（準拠法）

第３０条　本契約は日本法に基づいて解釈され、これに準拠するものとする。

（裁判管轄）

第３１条　本契約に関連して当事者間に紛争を生じたときは、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の約定を証するものとして、本契約書２通を作成し、甲乙で各１通を所持するものとする。

年 月 日

甲　　　京都府京田辺市興戸南鉾立97-1

学校法人　同志社

同志社女子大学学術情報部

部長　　 印

乙

印